

平成29年9月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 平成29年10月 6日（金） 開会 午前10時 4分
閉会 午前11時53分

場 所 第9委員会室

出席委員 小川真一郎委員長

柿沼トミ子副委員長

金子勝委員、宇田川幸夫委員、細田善則委員、齊藤正明委員、高木真理委員、
藤林富美雄委員、並木正年委員、中川浩委員、藤井健志委員

欠席委員 なし

説 明 者 [県土整備部関係]

西成秀幸県土整備部長、須藤喜弘県土整備部副部長、
中村一之県土整備部副部長、相沢正実県土整備政策課長、
磯田和彦建設管理課長、西岡利浩用地課長、福島英雄道路政策課長、
金子勉道路街路課長、大山裕道路環境課長、加藤智博参事兼河川砂防課長、
秋山栄一水辺再生課長

西村実収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

野川達哉都市整備部長、武藤彰都市整備部副部長、
五味昭一都市整備部副部長、末柄勝朗都市整備政策課長、
吉岡博之都市計画課長、川辺隆浩市街地整備課長、
落合誠田園都市づくり課長、北田健夫公園スタジアム課長、
白石明建築安全課長、柳沢孝之住宅課長、桧原徹営繕課長、
田中裕二設備課長

粟生田邦夫下水道事業管理者、新井伸二下水道局長、柳田英樹下水道管理課長、
本田康秀参事兼下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

| 議案番号 | 件 名 | 結 果 |
|------|--------------------------------------|------|
| 第81号 | 平成29年度埼玉県一般会計補正予算（第2号） のうち県土整備部関係 | 原案可決 |
| 第83号 | 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正 する条例 | 原案可決 |
| 第84号 | 埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第89号 | 訴えの提起について | 原案可決 |

2 請願

| 議請番号 | 件名 | 結果 |
|-------|---------------------------------------|---|
| 議請第5号 | 利根川新橋及び幹線道路網の早期着工についての請願書 | 採択 |
| 議請第6号 | 渡良瀬川及び利根川への新たな架橋を含む広域幹線道路の整備促進に関する請願書 | 趣旨採択 (うち渡良瀬川への新たな架橋を含む広域幹線道路の整備) 採択 (うち利根川への新たな架橋を含む広域幹線道路の整備) |

所管事務調査（下水道局関係）

下水道資源の有効活用によるエネルギー創出について

報告事項（都市整備部関係）

- 1 まちづくり埼玉プランの見直しについて
- 2 屋外広告物の安全管理の強化に向けた取組について

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

なし

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

金子委員

- 1 滞納月数が15か月と、1年を超えて長期になっているが、もっと早い段階で訴訟対象者とすることはできなかったのか。
- 2 家賃滞納に係る訴えの提起は過去にも多数議案になっていると思うが、県営住宅明渡し訴訟の効果は上がっているのか。

住宅課長

- 1 対象者から納入誓約があったことから、納入指導に重点を置き、訴えの提起を見合せていた。しかし、指導のいかなく納入不履行が続いたため、訴訟に向けた予告訪問、保証人への請求、最終の訴訟予告通知などの手続を行ってきたところである。納入指導や手続の期間が加算されたため、結果として滞納月数が15か月と長期になってしまった。
- 2 県営住宅の明渡し訴訟は、昭和59年から開始され30年以上継続している。訴訟の対象者としている6か月以上の滞納者は、ピーク時の平成14年度の506人から平成28年度には20人となり、約96%減少している。また、滞納額については、ピーク時の平成12年度の約4億8,000万円から平成28年度には約7,200万円となり、約85%減少している。その結果、平成28年度の家賃収納率は99.02%となり、全国都道府県で第1位となっている。よって、明渡し訴訟による滞納抑止効果はあったと考える。

高木委員

県営住宅の家賃の設定に当たり、認知症である者等の対象者の収入について、職権で把握することのだが、どのような段取りを考えているのか。

住宅課長

認知症であるかどうかについては、医師の診断書により判断する。対象者の収入については、市町村の税務部局等から、対象者に限定して所得証明書の提出を受けることにより把握していく。

高木委員

認知症である者等の等に該当する方についても、診断書により判断するのか。

住宅課長

認知症である者等の等に該当する方は、知的障害者、精神障害者、そのほかこれに準ずる者であるが、これらの者が対象者であるかを判断するためには、知的障害者からは療育手帳、精神障害者からは精神障害者保健福祉手帳、そのほかこれに準ずる者からはやはり診断書を提出してもらうこととなる。

中川委員

訴えの提起に関しては、取組に変更点はないと聞いているが、不能欠損や滞納がある中で、今後も取組を変更することは考えないのか。

住宅課長

明渡し訴訟の対象者は、平成16年度以前は家賃を12か月以上滞納している者であったが、平成17年度に6か月以上滞納している者に変更している。その結果、対象者はピーク時の平成14年度には506人から、平成28年度には20人に減少してきている。

今のところ事務を見直す予定はないが、滞納1か月目から督促状を発送し、滞納に関する指導をするなど、滞納者の減少に向けてしっかりと取り組んでいく。

中川委員

不能欠損額をどれくらい減らしていくのか、目標の数値を教えてください。

住宅課長

金額については申し上げられないが、不能欠損額をできるだけ減少させるよう努力していきたい。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第5号）】

金子委員

議請第5号について、採択すべきとの立場から、意見申し上げる。

新橋及び幹線道路網が整備されると、第1に本県と群馬県と栃木県の3県間の移動がスムーズになる。また、新幹線の停車駅である熊谷駅まで直線的につながるなど利便性が高まり、これまで余り進んでいなかった県北地域における企業誘致、これに拍車がかかるものと期待される。加えて、新橋及び幹線道路網は日頃から渋滞している刀水橋や武蔵大橋のう回路となり得、必要性は極めて大きいと考えられる。よって、本請願は採択すべきであるとする。

【請願に係る意見（議請第6号）】

細田委員

続いて、議請第6号について趣旨採択及び採択すべきという立場から意見申し上げる。

議請第5号の利根川の新橋及び幹線道路網の整備と同様に、これら新橋及び広域幹線道路が整備されれば、本県と群馬県と栃木県の3県間の移動がスムーズになるとともに東北道の羽生ICも近く利便性が高まるため、県北東地域の企業誘致に拍車がかかるものと期待をしている。また、近くには昭和22年のカスリーン台風により決壊した場所があり、そのような災害時、例えば東京湾北部地震等大規模災害の時には、埼玉県民が群馬県や栃木県へ避難する際の重要な路線となり、新橋が果たす役割は大きく、災害時の安全確保の観点からも不可欠と考えられる。このようなことから、新橋及び広域幹線道路の整備の必要性は明白である。

ただ、本請願の願意としては、「渡良瀬川への新たな架橋を含む広域幹線道路の整備」と「利根川への新たな架橋を含む広域幹線道路の整備」の2つにある。このうちの「渡良瀬

川への新たな架橋を含む広域幹線道路の整備」については、「渡良瀬川への新たな架橋」というものが埼玉県の間備エリアではなく、埼玉県による対応が困難である面もある。願意を考慮して、趣旨採択すべきと考える。「利根川への新たな架橋を含む広域幹線道路の間備」については、議請第5号と同様に採択すべきものとする。

【所管事務に関する質問（下水道資源の有効活用によるエネルギー創出について）】

宇田川委員

- 1 本県も元荒川水循環センター及び中川水循環センターでバイオガス発電を実施することとしているが、この2つのセンターで実施する理由は何か。
- 2 バイオガス発電のスケジュールとメリットはどうか。
- 3 今後、ほかの水循環センターでの計画はどうなっているか。

参事兼下水道事業課長

- 1 バイオガス発電は、下水道の処理場で汚泥を処理する際に、汚泥からガスを取り出して、それをバイオガスとして発電するもので、最近の技術開発で導入可能になったものである。元荒川水循環センター及び中川水循環センターでは、焼却炉や汚泥処理施設の老朽化によって、その改築が近年予定されていたことから、この機会にバイオガス発電を導入することとしたものである。
- 2 元荒川水循環センターは、現在消化タンクを建設中であり、平成31年度から発電を開始する予定である。中川水循環センターは、今年度、消化タンクの建設に着手し、また、発電事業者の公募を予定しており、平成32年度の発電開始を目標として事業を進めている。

バイオガス発電のメリットは、大きく2つある。コスト面と環境面である。コスト面でのメリットとしては、新たに消化タンクを維持管理する部分はコスト増になるが、ガスを取り出すと当然、焼かなければならない汚泥量は減ってきて焼却炉は改築する際に小さくできるので、建設費と維持管理費トータルでも大体従前の施設と同じような費用でできる。加えて、バイオガス発電により得られる電力を、固定価格買取制度を活用し売却することで、元荒川水循環センターでは、年間約6,000万円が収益として見込まれており、これはそのままコスト面のメリットとなる。

環境面でのメリットは、焼却する汚泥を減量化できることなどにより、温室効果ガスの発生量が削減できることである。元荒川水循環センターの場合は、年間約3,000トンの温室効果ガスの削減が見込まれている。また、バイオガス発電した電力は化石燃料由来の火力発電のもの比べて、この電力を使うことで温室効果ガスの削減が見込まれる。元荒川水循環センターの場合では、年間約270万キロワットアワーの発電量を見込んでいるが、それによって年間1,300トンの温室効果ガス削減効果が見込まれている。ただ、この削減は外部の電力会社に売電するため、下水道局の実績としては計上されない。トータルとしてそれだけの効果があると捉えていただきたい。

- 3 汚泥処理施設を改築・更新する際に、汚泥からのエネルギー創出について、費用としてライフサイクルコストの面で有利なのか、温室効果ガス削減効果はどの程度あるのか、生産した資源化物・エネルギーが安定的に流通するのか、また、汚泥処理に関する新技術の開発動向はどうか、といったことを幅広く調べて、センターごとに最適な処理システムを考えている。現在進めているバイオガス発電も候補となり得るが、同じ発電でも、焼却しながらその熱を活用し発電を行える焼却発電システムなども現在開発されており、いろいろな技術を見ながら新たなシステムをセンターごとに検討していく。